支店又は営業所等（準市内業者）の要件について

令和８年１１月

令和９年度における支店又は営業所等（**準市内業者**）の認定に係る要件は、下記のとおりです。下記の要件に該当しないと認めたときは、**支店又は営業所の申請を無効とし、本店登録とします。なお、認定にあたっては、現地調査で確認させていただくことがあります。**

記

●建設工事

１．支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
２．支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
３．支店又は営業所等に**常駐**職員が配置されていること
　　事務職員　１名以上　及び　専任技術者　１名以上
４．市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
５．支店又は営業所等の法人登記があること

※　常駐とは、週７日のうち、３日以上かつ１８時間以上支店等に勤務していること

●測量、建設コンサルタント等

１．支店又は営業所等に契約等の権限が委任されていること
２．支店又は営業所等の実態があること（看板、什器等）
３．支店又は営業所等に**常駐**職員が配置されていること
　　事務職員又は技術職員　１名以上
４．市税納税実績又は法人設立・開設届出書の提出があること
５．支店又は営業所等の法人登記があること

※　常駐とは、週７日のうち、３日以上かつ１８時間以上支店等に勤務していること

●指名について

指名回数については、市内に本社のある事業所と準市内業者とは区分を設けます。区分については、建設工事は登録する工事毎に、測量・建設コンサルタント等は登録する業務毎に各々設けます。

甲賀市総務部契約検査課
電話　０７４８－６９－２１２７